

平塚市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けた者について、当該任意接種の費用の助成（以下「償還払い」という。）を行うに当たり、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 次の各号の全てに該当する者（償還払いと同種のものであると市長が認める措置による費用の助成を本市以外の市区町村から受けた者を除く。）に対して償還払いを行う。

- (1) 令和4年4月1日時点で平塚市に住民登録があること
- (2) 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと
- (3) 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと
- (4) 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていないこと

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた者に対して償還払いを行うことができる。

(償還払いの交付申請)

第3条 申請できる者は接種を受けた本人又はその保護者とする。

2 申請者は、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い交付申請書兼請求書」（様式第1号）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類を紛失等で提出できない場合はこの限りでない。また、第2号に掲げる書類等を紛失等で提出できない場合は、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書」（様式第2号）の提出をもって第2号に掲げる書類等に代えることができる。

- (1) 第2条第1項第3号の接種費用の支払いを証明できる書類（領収書等）の写し
- (2) 接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等の写し
- (3) 被接種者（申請者と被接種者が異なる場合は双方）の申請時の身分証明書（住民票、運転免許証、健康保険証両面等）の写し
- (4) 振込希望先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し

3 市長は、前項の規定により書類等が提出された場合は、当該書類等を確認の上、不適正な申請が疑われる場合を除き、申請を受け付ける。この場合において、前項の規定により提出された書類等に不足があるときは、申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。

（申請期限）

第4条 償還払いの申請期限は、令和7年3月31日とする。

（償還額の支給等）

第5条 第6条の規定により、償還払いを行うことが決定した者に対し、第2条第1項第3号の実費（最大3回接種分まで）に相当する額（以下「償還額」という。）を支給するものとする。

2 償還額は接種を行った医療機関に対し支払った接種費用とし、接種費用に含まれないもの（接種に要した交通費、宿泊費、第3条第2項に掲げる書類の発行に要した文書に係る費用等）は対象としない。

3 償還払いを受けようとする者が第3条第2項第1号に掲げる書類を提出できない場合の償還額は、本市ヒトパピローマウイルス感染症定期接種に係る基準単価を用い1回接種あたり15,000円とする。

(償還払いの交付決定)

第6条 第3条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い交付決定通知書」(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(償還払い対象からの排除)

第7条 平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者は、償還払いの対象としない。

2 市長は、交付決定者が前項に該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された償還金の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて交付申請者又は交付決定者が第1項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により交付を受けた者がいるときは、その者から償還金の全部又は一部を返還させることができる。

(関係機関との連携等)

第9条 市長は、償還払い交付決定のための調査並びに過去に決定した事案に係る調査のために特に必要と認めるときは、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い交付申請書兼請求書」(様式第1号)で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(有効期限)

この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。